

改定前	改定後
<p><u>第 21 条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> <u>この当座勘定は、第 22 条第 2 項各号</u> <u>のいずれにも該当しない場合に利用</u> <u>することができ、第 22 条第 2 項各号</u> <u>の一にでも該当する場合には、当組合</u> <u>はこの当座勘定の開設をお断りする</u> <u>ものとします。</u> <u>（新設）</u></p>	<p><u>（反社会的勢力の排除に係る規定へ</u> <u>移設）</u></p> <p><u>第 21 条（取引の制限等）</u> <u>（1） 当組合は、預金者の情報および</u> <u>具体的な取引の内容等を適切に把握</u> <u>するため、提出期限を指定して各種確</u> <u>認や資料の提出等を求めることがあ</u> <u>ります。預金者から正当な理由なく指</u> <u>定した期限までに回答いただけない</u> <u>場合には、入金、払戻し等の本規定に</u> <u>もとづく取引の一部を制限する場合</u> <u>があります。</u> <u>（2） 前項の各種確認や資料の提出等</u> <u>の求めに対する預金者の回答、具体的</u> <u>な取引の内容、預金者の説明内容およ</u> <u>びその他の事情を考慮して、当組合が</u> <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供</u> <u>与、もしくは経済制裁関係法令等への</u> <u>抵触のおそれがあると判断した場合</u> <u>には、入金、払戻し等の本規定にもと</u> <u>づく取引の一部を制限する場合があ</u> <u>ります。</u> <u>（3） 日本国籍を保有せず本邦に居住</u> <u>する預金者は、当組合の求めに応じ適</u> <u>法な在留資格・在留期間を保持してい</u> <u>る旨を当組合所定の方法により届出</u> <u>るものとします。当該預金者が当組合</u> <u>に届出た在留期間が超過した場合、入</u> <u>金、払戻し等の預金取引の一部を制限</u> <u>することができるものとします。</u></p>

	<p>(4) 前第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認めた場合、当組合は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>第22条（解約） (1) (略) (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配している と認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与</p>	<p>第22条（解約） (1) (略) (反社会的勢力の排除に係る規定へ移設)</p>

<p>している<u>と認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ <u>本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</u></p> <p>A. <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>B. <u>法的な責任をこえた不当な要求行為</u></p> <p>C. <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u></p> <p>E. <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(2) 前号のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p>
---	--

<p>(3) ~ (6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>① <u>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p>② <u>この預金の預金者が第20条に違反した場合</u></p> <p>③ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>④ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) 前第2項および第3項により、この取引が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u></p>
---	--